

一般社団法人日本木材学会中国・四国支部規則

- 第1条 本支部は一般社団法人日本木材学会中国・四国支部と称し、事務局を支部代表の属する関係機関に置く。
- 第2条 本支部は林産学およびそれらに関連する学問の向上ならびに中国・四国地方における当該産業の発展をはかることを目的とし、下記の事業をおこなう。
1. 研究発表会、講演会、シンポジウム、見学会、講習会
 2. 林産学およびそれらに関連する産業に関する調査研究
 3. その他必要な事項
- 第3条 本支部は中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、徳島、高知）の各県に在住する一般社団法人日本木材学会会員、および第2条の目的に賛同する個人または団体をもって組織する。
- 第4条 支部会員は、以下の資格者をもって構成する。
1. 中国・四国地区に在住する日本木材学会会員は、自動的に支部会員となる。
 2. これとは別に、支部会員となる場合には、理事会で承認を受け、所定の入会金を納入すれば、当該会員となることができる。
 3. 終身会員としての資格を有する者は、文書による申し出を行い、理事会の承認を受け、所定の会費を納入すれば、当該会員となることができる。
 4. 詳細は、別に定める内規によるものとする。
- 第5条 本支部の経費は学会本部からの補助金、寄付金、およびその他の収入をもってあてる。
- 第6条 事業年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第7条 本支部は年1回総会を開く。ただし必要の場合には随時開くことができる。
- 第8条 支部総会において次の事項を審議する。
1. 会務報告
 2. その他重要な事項
- 第9条 支部に下記役員を置く。
支部代表1名、副支部代表1名、常任理事3名、理事各県当り若干名、監事2名とし、役員は総会で決める。
- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、役員に欠員の生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 支部代表は会務運営に関して意見を求めるため、理事会の議を経て、顧問若干名を置くことができる。
- 第12条 支部代表に事故があるときは、副支部代表が支部代表の任務を遂行する。
- 第13条 常任理事は支部代表の指名とし、それぞれ総務、会計および情報を分担する。

付 則

本規則は2011年3月19日より施行し、2011年4月1日より適用する。

2017年4月1日 一部改正